

東松島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

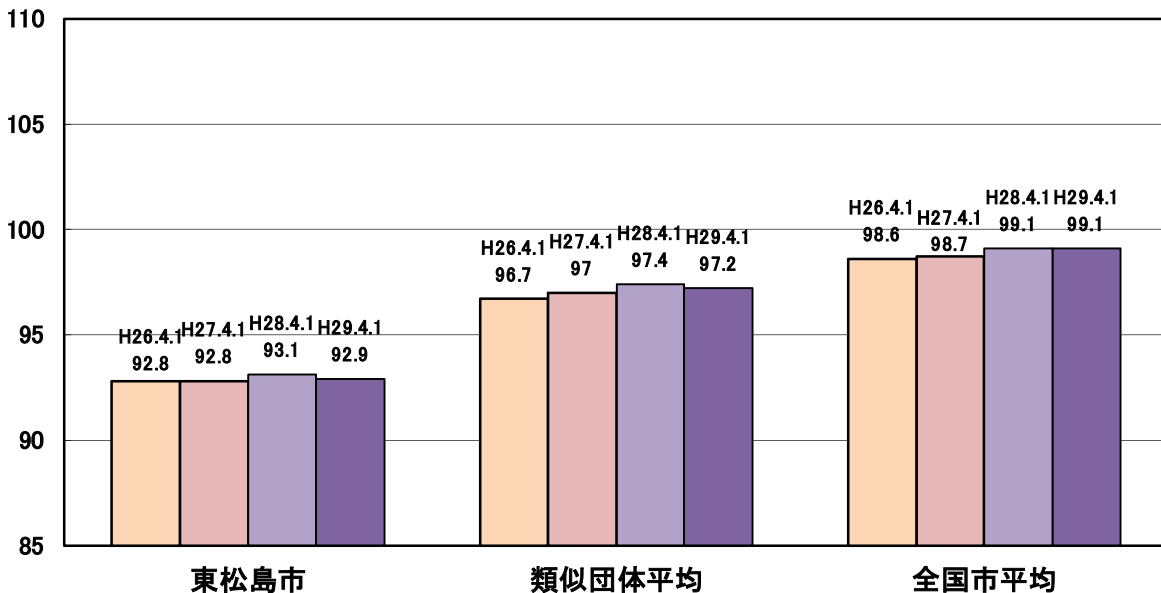
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
28年度	人 40,268	千円 47,932,632	千円 2,076,087	千円 2,936,071	% 6.1	% 4.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
28年度	人 376	千円 1,278,520	千円 331,068	千円 462,996	千円 2,072,584	千円 5,512	千円 5,761	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の改定

【実施】 【未実施】

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの)経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国と同様。(本市は支給地域ではないため、支給地域に勤務する職員にのみ支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。国と同様に段階的に支給割合を上げます。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東松島市	41.9 歳	283,360 円	350,194 円	303,633 円
宮城県	42.2 歳	320,409 円	401,146 円	355,796 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.3 歳	313,224 円	367,061 円	339,071 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東松島市	48.4歳	11人	248,055円	269,217円	261,995円	—	—	—	—
うち調理員	62.0歳	2人	192,800円	205,975円	198,800円	調理士	42.8歳	252,100円	0.82
うち用務員	44.9歳	9人	260,333円	283,270円	277,744円	用務員	55.1歳	207,300円	1.37
宮城県	52.1歳	187人	315,603円	357,229円	338,386円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	50.7歳	13人	317,226円	339,997円	329,560円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東松島市	—	—	—
うち調理員	2,928,636円	3,364,200円	0.87
うち用務員	4,562,966円	2,818,600円	1.62

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(H26～H28の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっております。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しております。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	186,100円	178,200円
	高校卒	146,100円	151,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	143,500円	149,200円	—
	中学卒	127,900円	132,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,725円	306,650円	324,867円	***
	高校卒	***	288,934円	341,958円	347,334円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	***	—	—

(注) 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。(***表記)

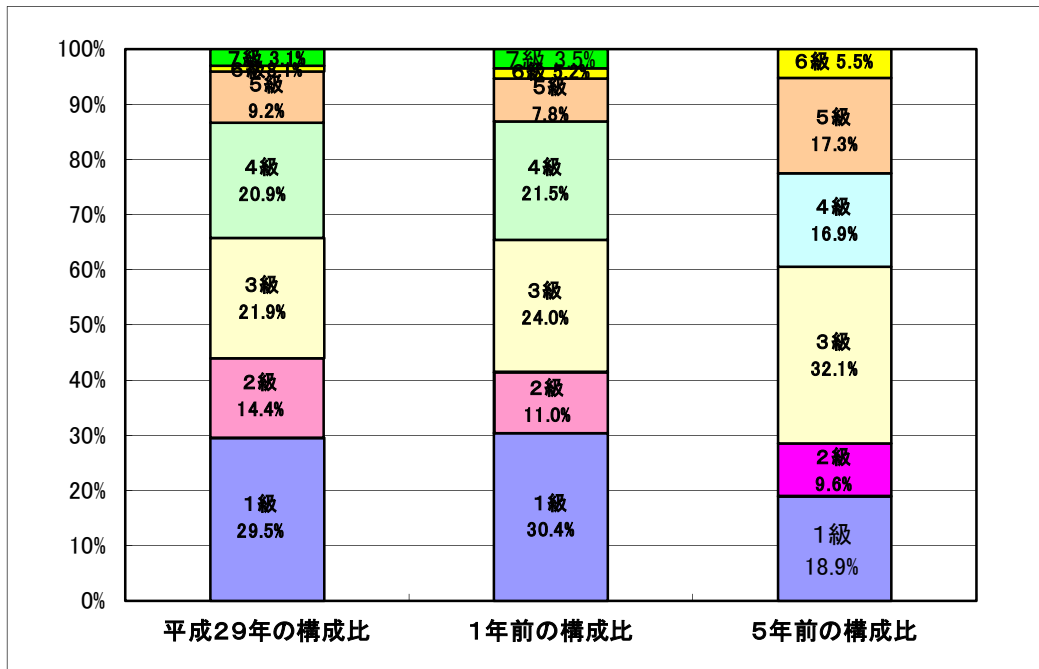
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容および代表的な職種	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額	
7 級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、議会議務局長	9人	3.1%	361,800円	444,100円
6 級	参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	参事	3人	1.0%	317,700円	409,400円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	課長、副参事、技術副参事	27人	9.2%	287,100円	392,200円
4 級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	班長、技術監、主幹、技術主幹	61人	20.9%	261,100円	380,200円
3 級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任	64人	21.9%	227,900円	349,200円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	42人	14.4%	191,700円	303,400円
1 級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	86人	29.5%	141,600円	246,600円

(注) 1 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成26年に6級制から7級制に変更しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	東松島市		国	
	管理職	一般職員	指定管理 職員	一般職員
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
<input type="checkbox"/> 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,174 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,735 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	東松島市		国	
	管理職	一般職員	指定管理 職員	一般職員
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
<input type="checkbox"/> 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

東松島市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.4450 月分	25.556250 月分		勤続20年	20.4450 月分	25.556250 月分	
勤続25年	29.1450 月分	34.582500 月分		勤続25年	29.1450 月分	34.582500 月分	
勤続35年	41.3250 月分	49.590000 月分		勤続35年	41.3250 月分	49.590000 月分	
最高限度額	49.5900 月分	49.590000 月分		最高限度額	49.5900 月分	49.590000 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
(退職時特別昇給 なし)							
1人当たり平均支給額 3,357 千円 21,892 千円							

- (注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2. 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。

(3) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)			1,290 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)			258 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
宮城県仙台市・富谷市	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

廃止した特殊勤務手当 ・感染症防疫作業手当 ・動物の死体処理手当 ・行旅死亡人処理手当 ・訪問指導従事手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	137,651 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	389 千円
支給実績(平成27年度決算)	135,351 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	370 千円

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	○配偶者13,000円 ○配偶者以外 ① 1人につき6,500円 ただし、 ・職員に配偶者がいない場合 →扶養親族のうち1人について11,000円 ② 満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある扶養親族たる子 →1人につき5,000円を加算	同	—	37,699 千円	225,743 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、 その職務の特殊性に基づき支給 ・部長 66,000円 ・参事、課長 44,000円 ・副参事 21,000円	同	—	21,962 千円	549,036 円
通勤手当	○交通機関の利用者 ・最も経済的・合理的な経路及び方法による 定期券・回数券の価格 ※ただし、支給限度は55,000円 ○自動車等の使用者 ・2km以上 5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円 ・20km以上25km未満 12,900円 ・25km以上30km未満 15,800円 ・30km以上35km未満 18,700円 ・35km以上40km未満 21,600円 ・40km以上45km未満 24,400円 ・45km以上50km未満 26,200円 ・50km以上55km未満 28,000円 ・60km以上65km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同	—	27,562 千円	79,890 円
住居手当	○23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 ○23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、支給限度は27,000円	同	—	23,079 千円	292,138 円
単身赴任手当 ※1	○異動等により住居を移転し同居していた配偶 者と別居し、単身で生活することになった職員 23,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離 が100km以上の場合は、距離数に応じて6,000円 から45,000円を加算する	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	○宿日直を命ぜられた職員 ① 5時間以上 4,200円 ② 5時間未満 2,100円	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	○休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時 間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(135/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	○夜間(午後10時から翌日の午前5時)におい て正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ た職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(25/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当 ※1	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 の地方公共団体から派遣された職員が、住所又 は居住地を離れて東松島市の区域に滞在する 場合につき日額3,970円から6,620円を支給する	同	—	73,634 千円	1,248,034 円

※1 単身赴任手当と災害派遣手当については、震災対応のために他の地方公共団体から派遣された職員
(平成28年度延べ人数60人)へ支給しております。市職員(プロパー、任期付職員含む)への支給実績はありません。

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	市長	891,000 円	950,000 円 / 592,900 円
	副市長	707,000 円	781,000 円 / 546,400 円
報酬	議長	422,000 円	510,000 円 / 298,000 円
	副議長	372,000 円	455,000 円 / 265,000 円
	議員	348,000 円	430,000 円 / 243,000 円
期末手当	市長	(平成28年度支給割合) 3.25 月分	
	副市長	(平成28年度支給割合) 3.25 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 891,000円 × 在職月数 × 0.44	(1期の手当額) 18,817,920円
	副市長	707,000円 × 在職月数 × 0.26	8,823,360円
	備考		(支給時期) 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

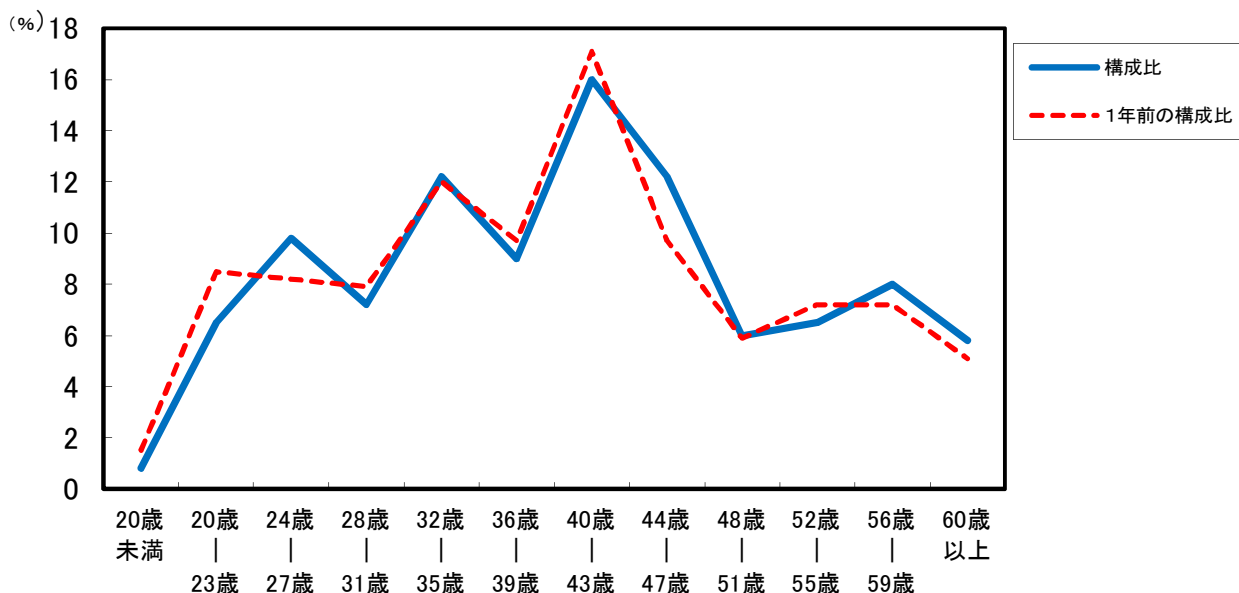
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	103人	106人	3人	復興業務に関する業務増
	税務	13人	12人	▲1人	復興業務への人員確保のための減
	民生	82人	84人	2人	保育士不足解消のため
	衛生	26人	27人	1人	組織改編による増
	農林水産	28人	27人	▲1人	
	商工	9人	12人	3人	地方創生・企業誘致関係業務の増
	土木	57人	56人	▲1人	復興業務への人員確保のための減
	計	323人	329人	6人	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.26 人)
	教育部門	48人	49人	1人	
消防部門					
小 計	371人	378人	7人	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.10 人)	
公営会 企業部 等門	下水道	7人	8人	1人	会計間の移動によるもの。
	国保・介護	13人	13人	0人	復興業務に関する業務増
	小 計	20人	21人	1人	
合 計	391人	399人	8人	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.09 人	
		[430人]	[430人]	[0人]	

(注) 1 職員数には教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。(ただし、条例定数には教育長は含まれません)

(2)年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	26人	39人	28人	49人	36人	64人	49人	24人	26人	32人	23人	399人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	264	276	292	297	323	329	65 (24.6%)
教育	47	50	50	48	48	49	2 (4.3%)
普通会計	311	326	342	345	371	378	67 (21.5%)
公営企業等会計	26	24	23	20	20	21	▲5 (▲19.2%)
総合計	337	350	365	365	391	399	62 (18.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。